

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立第六中学校
校長氏名 大熊 一正 公印

令和8年度特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

- (1) 自分自身を見つめ、自己理解を深めることで、自ら学び成長する意欲を育む。
- (2) 相手や周囲の状況に応じた言動を促し、より良い対人関係を築こうとする態度を育む。
- (3) 在籍学級や各教科の内容に合わせた学習上または生活上の困難に対処する方法を身に付け、情緒の安定を図るとともに主体的に学習活動に取り組む力や落ち着いて学校生活を送る力を育む。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 保護者、在籍学級担任、特別支援教室担当教員が連携し、連携型個別指導計画と個別の教育支援計画を作成する。それらを基に、共通の認識のもとで指導と評価を行う。
- (2) 在籍学級担任と特別支援教育コーディネーターが協働し、生徒の学校生活や学習活動における課題を明確にする。その課題を特別支援教室や在籍学級での指導に結び付ける。
- (3) 連携型個別指導計画と個別の教育支援計画に基づいて、生徒一人ひとりの実態に応じた個別及び小集団指導を行う。
- (4) 特別支援教室専門員による校内における連絡・調整を効果的に行い、特別支援教室の円滑な運営を行う。

3 指導の重点

- (1) 言語の受容と表出、形成と活用、コミュニケーション手段の選択と活用、状況に応じたコミュニケーションに関する指導を行う。
- (2) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成、状況の理解と変化への対応、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する指導を行う。
- (3) 他者の意図や感情の理解、自己の理解と行動の調整、情緒の安定に関する指導を行う。

4 その他の配慮事項

- (1) 生徒の実態に応じて1単位時間を柔軟に設定し、個別指導と小集団指導の2展開授業とする等、指導の工夫を行う。
- (2) 家庭や医療機関等との連携を図るとともに、生徒の実態を適切に把握し、指導に役立てる。
- (3) 連携型個別指導計画の目標設定と評価を毎学期行い、在籍学級及び家庭での生活面の充実に役立てる。